

定

- 一、御伝馬 御朱印ニ而罷通候ハ、奉
一、 拝見、馬数改可相立之事、
- 一、 越後府中よりの伝馬之儀、奉行所
一、 之手形を見改候て可相立之事、
- 一、 手形見せずして通候者於有之ハ、
誰によらず搦取注進可申上事、
- 一、 泊々人夫つかひ候儀、無手形して
不可出之事、
- 一、 入木入草同然之事、
- 一、 宿錢之儀者右如御定可取事、
- 一、 塩、噌雜事一切不可出之事、
- 一、 何によらず狼藉之者候ハ、注進可
申上事、
- 一、 町中掃除以下無油断様ニ可被申付
之事、

右条々御意ニ候間、能々可被申

付候、少も於油断者貴所など可為

越度候、其分相心得可被申候、以上、

戌（慶長十五年）

九月廿一日 大隅守（印）

隼人正（印）

刑部少輔（印）

遠江守（印）

筑後守（印）

にいかた町中

※関係するみなとびあ図録

『大新潟湊展』（二〇一四年）

『近世黎明―堀直寄と新潟―』（二〇一六年）